

薩摩川内市原子力防災計画のお知らせ

市では、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた国の災害対策の見直しや、鹿児島県、市の暫定計画等を踏まえ、市地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行いました。また、見直しに合わせ、住民の皆様の広域避難計画も見直しを行いました。

なお、学校、病院、福祉施設、駅など不特定多数の方が利用する施設は、避難に関する計画を施設管理者が作成することとなっております。

● 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害対策指針に示されている目安や放射性物質拡散シミュレーションの試算結果を踏まえて、以下の2つの区域を設定しました。

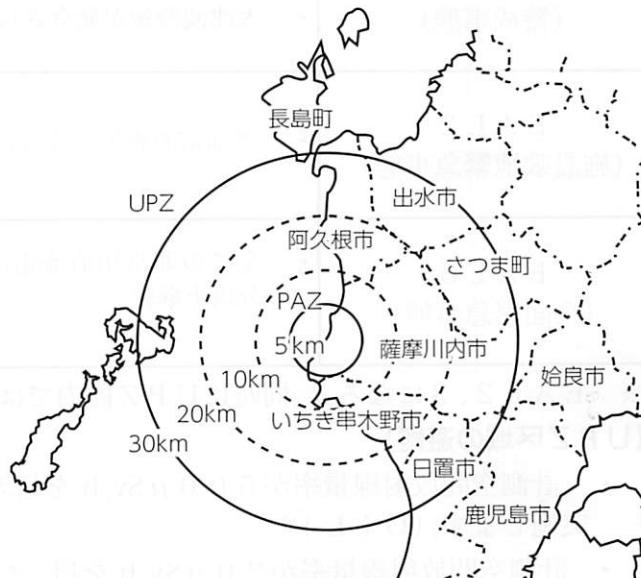
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に避難等を準備する区域
⇒ 原子力発電所から概ね半径5km
(滄浪、寄田、水引、峰山地区
全てが該当します)

緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)

緊急時における判断及び防護対策実施基準に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用を準備する区域
⇒ 原子力発電所から概ね
半径5km～30km

原子力災害対策重点区域



● 災害時要援護者への取り組み

市は、原子力災害において、**災害時要援護者**を迅速かつ円滑に避難させるため、防護対策を実施する組織や災害時要援護者を支援する人たちで情報を共有し、災害対策を万全にするために「PAZ圏内災害時要援護者避難支援連絡協議会」を平成25年7月に設置しました。今後、この取り組みを市内全域に拡大していき、災害時要援護者を地域全体で守る体制を構築します。

【災害時要援護者とは…】

- (1) 自力で避難できない傷病者、障害者
- (2) 避難に時間を要する高齢者
- (3) 日本語が理解できない外国人
- (4) 放射線の影響を受けやすい乳幼児、妊婦



● 広域避難体制

P A Z内の地域については原子力発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準（E A L）、U P Z内の地域については原子力発電所外への放射性物質放出量率等に基づく防護措置実施基準（O I L）により避難等を実施

【E A L（緊急時活動レベル）とは】

原子力発電所に影響を及ぼすおそれのある地震・津波の規模のほか、原子力発電所の事故の進展段階等に基づき、早期に緊急時防護措置を実施するための基準

※ E A L 1～E A L 3まで、3段階があります。

【O I L（運用上の介入レベル）とは】

実際に計測された空間放射線量率の値によって防護措置の実施を判断する基準

※ O I L 1、O I L 2、O I L 4、O I L 6の4種類があります。

【P A Z区域の避難】

緊急事態区分	発電所の状況	とるべき行動
E A L 1 (警戒事態)	・ 震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 大津波警報が発令された場合等	・ 災害時要援護者の避難準備
E A L 2 (施設敷地緊急事態)	・ 外部電源喪失が5分以上継続等	・ 災害時要援護者の避難実施 ・ 区域内全住民の避難準備
E A L 3 (全面緊急事態)	・ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続等	・ 区域内全住民の避難実施 ・ 安定ヨウ素剤の予防服用

※ E A L 2、3になると、同時にU P Z圏内では屋内退避や避難準備等の措置をとります。

【U P Z区域の避難】

- ・ 計測空間放射線量率が $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた場合、数時間以内に区域を特定し、避難を実施します。(O I L 1)
- ・ 計測空間放射線量率が $20\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた場合、1日以内に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に避難を実施します。(O I L 2)

※ O I L 2では、直ちに避難はせず、屋内退避してください。

● 避難指示が出たら

- ① 自家用車がある場合には、自家用車を利用して指定された避難所に避難してください。



- ② 自家用車がない場合には、近所の方の自家用車に同乗するか、指定された集合場所に集合し、用意されたバスなどで避難してください。



- ③ 避難所へは、あらかじめ決められた避難経路を通って移動してください。



- ④ 避難経路では、警察官や誘導員の指示に従ってください。



広域避難計画の概要

■ 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z: Precautionary Action Zone)

川内原子力発電所から概ね半径 5 km

避 難 地 区				避 難 先
【川内地域】				
滄浪地区	寄田地区	水引地区	峰山地区	鹿児島市

■ 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z: Urgent Protective Planning Action Zone)

川内原子力発電所から概ね半径 5 km～30 km

避 難 地 区			避 難 先
【川内地域】			
亀山地区	湯田地区	西方地区	姶良市

避 難 地 区	避 難 先
【川内地域】	
可愛地区	霧島市

避 難 地 区	避 難 先
【川内地域】	
育英地区	曾於市
【東郷地域】	
斧渕地区 南瀬地区 山田地区 鳥丸地区 藤川地区	

避 難 地 区	避 難 先
【川内地域】	
川内地区 平佐西地区 平佐東地区 限之城地区	鹿児島市
永利地区	
【樋脇地域】	
樋脇地区 倉野地区	

避 難 地 区	避 難 先
【川内地域】	
八幡地区	垂水市

避 難 地 区	避 難 先
【川内地域】	
高来地区 城上地区 陽成地区 吉川地区	湧水町

避 難 地 区	避 難 先
【樋脇地域】	
野下地区 藤本地区 市比野地区	
【入来地域】	
副田地区 清色地区 朝陽地区 大馬越地区 八重地区	南さつま市
【祁答院地域】	
上手地区 大村地区 薩地区 蔭牟田地区	

避 難 地 区	避 難 先
【里地域】	
里地区	
【上甑地域】	
上甑地区一部 (中野、上甑町江石)	上甑町

※ 上記以外の地域 (祁答院地域の一部 (黒木地区)、上甑地区の一部 (中甑、平良、小島、瀬上、桑之浦)、下甑地域、鹿島地域) については、川内原子力発電所から 30km 圏外のため、避難対象外です。

主要避難計画概要図

